

1 桂川町自治基本条例 みんなで考える委員会の委員募集！

本 町では、現在、自治基本条例の制定を目指していますが、その策定にあたり、その意義、目的、内容等について検討を行う「桂川町自治基本条例みんなで考える委員会」の委員を募集します。

私たちのまち“桂川”を、どんなまちにするのか一緒に考えてみませんか？ 皆様のご応募をお待ちしています。



【募集人数】 男性・女性 各3人以内

【募集期間】 4月16日～5月25日（必着）

【応募条件】 次の条件をすべて満たしている人を公募の対象とします。

- ① 町内に居住する18歳以上の人（平成24年5月1日現在）
- ② 本条例の検討にあたり、積極的にご意見・ご提言をいただける人

【任期】 委嘱の日（平成24年6月下旬予定）から町長に提言書を提出する日（平成25年度中を予定）まで

【応募方法】 「桂川町自治基本条例みんなで考える委員会公募委員応募申込書」を役場企画財政課に直接ご持参いただくか、郵送で応募ください。

【申込書の設置場所】

申込書は、役場の1階ロビー及び企画財政課（2階）に置いています。また、桂川町公式ホームページ（<http://www.town.keisen.fukuoka.jp/>）からダウンロードすることもできます。

【選考方法】

応募者多数の場合は、抽選で決定します（※抽選会については、応募締切り後にお知らせします）。

【その他】

- ◎ 「桂川町自治基本条例みんなで考える委員会」は、公募委員のほか、各種団体から推薦を受けた人、町議会議員、町職員から構成されます。
- ◎ 委員に選任された場合は、氏名を公表します。

～自治基本条例制定の背景～

地方自治の進展により、地方公共団体は、「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任により、地域の実情に合った政策と行政運営を行うことが求められています。

また、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来など社会構造の変化により、様々な生活形態や価値観が生まれ、住民ニーズも多様化・高度化し、地方公共団体は、多くの問題を抱えるようになってきています。

このようなことから、地方公共団体は、地域住民が主体となってまちづくりを進めていくことが必要であり、本町においては、住民と行政が様々な協力・連携をする「協働のまちづくり」を目指し、「自治基本条例」を制定するものです。

申込・問合せ先 企画財政課 企画調整係 ☎65・1085
〒820-0696 桂川町大字土居424番地1